只見町子ども農家体験協議会規約

[名称]
第一条　この協議会は、「只見町子ども農家体験協議会」と称する。

[目的]
第二条　子ども達の学ぶ意欲や自立心、おもいやりの心などを育み、力強い子どもの成長を目的とする農山村での長期宿泊体験活動の円滑な執行を図ることを目的とする。

[業務]
第三条　只見町子ども農家体験協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
１．受け入れのための地域の合意形成と受け入れ計画の策定と実施
２．子ども達が宿泊する農家民宿（農家台帳登録民宿・旅館）予約と研修窓口
３．子どもたちの体験計画・コース等の作成
４．受け入れ地域の安全性の確保や緊急時の際の対応マニュアルの作成
５．学校側への PR やコーディネート、地域の体験・インストラクター紹介

[組織]
第四条　只見町子ども農家体験協議会は下記の団体で構成され、只見町がこれをサポートする。
1　只見町
2　農家台帳登録民宿・旅館　　（代表　湯の宿　松屋）
3　只見町旅館業組合　　（代表　ますや旅館）
4　NPO 法人　只見ぶなの木倶楽部
5　会津ただみ振興公社
6　ふざわ分校
7　只見町観光まちづくり協会

[役員]
第五条　只見町子ども農家体験協議会に次の役員を置く
(1)　会長　　１人
(2)　副会長　１人
(3)　監事　　１人
2　会長、副会長、監事は、総会において選出する
3　会長、副会長、監事は相互に兼ねることはできない。

[役員の職務]

第六条　会長は協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

３　監事は本会の会計監査する

[任期]

第七条　役員の任期は２年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

２　役員は再任されることができる。

[事務局]

第八条　協議会の庶務は、只見町観光まちづくり協会において処理する。

[雑　則]

第九条　この規約に定めるもののほか運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。